

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○ 認証食品の認証	(食産業振興課)	一
○ 農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○ 都市計画の変更	(都市計画課)	一
○ 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	(同)	二
○ 土地区画整理事業の換地処分届出(二件)	(同)	二
○ 県営土地改良事業計画の変更に伴う公告及び縦覧	(農村振興課)	二
○ 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁特別支援教室)	三
(十三件)		
選挙管理委員会		
○ 政治団体の届出		三三
○ 政治団体の届出事項の異動届		三三
○ 政治団体の解散届		三四
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十四年分)		三四
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)		三四
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)		三五
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)		三五
○ 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十八年分)		三六
○ 資金管理団体の指定取消し等の届出		三七
○ 行列入進集団示威運動に関する条例の施行規則の一部を改正する規則		三七

ページ

## 告 示

○ 宮城県告示第四十六号  
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 認証食品

認証番号	品 目	申請者の氏名 又は名称	製造業者の名称 又は屋号	製造所等の所在地
百四十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七八番一号
二百十	ジャム類	鎌戸啓子	夏そら工房	巨理郡巨理町吉田字作田七八番一号

## 二 認証年月日

平成二十九年一月十六日

## ○ 宮城県告示第四十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

## 二 認可年月日

平成二十九年一月二十日

## ○ 宮城県告示第四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・五・四百一号松島海岸線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

松島町松島字浪打浜、同字町内、同字仙随及び普賢堂の各一部

2 廃止する部分

なし

○宮城県告示第四十九号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 新蛇田地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 あげぼの北地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市新渡波地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市

三 事務所の所在地

石巻市

四 換地処分の年月日

平成二十八年十二月八日

○宮城県告示第五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

石巻市

三 事務所の所在地

石巻市

四 換地処分の年月日

平成二十八年十二月八日

公 告

○県宮田尻西部地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）の変更にあたり、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概

要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができるとがである。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営田尻西部地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十九年一月二十日から平成二十九年二月十七日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

四 意見書の提出について

1 提出期限 平成二十九年二月十七日

2 提出方法 宮城県北部地方振興事務所長宛て提出してください。

送付先 〒九八九一六一一七 宮城県大崎市古川旭四丁目の一

電子メールアドレス nhinnbks@pref.miyagi.jp

3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。

4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、大崎市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。

5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立光明支援学校通学区内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十九年二月三日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあ

らかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。  
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二二二二一三三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。))により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

## 6 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年三月一日(水) 午前十時  
 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
 宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの 有 無 無
- 8 契約書作成の要否 要
- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。
- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

## 六 概要

## Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Koumryo Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
 平成二十九年一月二十日

一 入札に付する事項 宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調達案件及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県立石巻支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

ること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一三三七一四）  
平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合  
宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二

十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出するものとす。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Ishinomaki Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立古川支援学校通学区内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六百六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一―三三三五)へ平成二十九年二月三日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一三七一四）

3 入札説明書の交付期限  
平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あてで申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合  
宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合  
書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等  
(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十九年二月二十七日（月）午前九時から平成二十九年二月二十八日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日（火）午後五時必着  
ロ 場所 2に同じ  
ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所  
(一) 日時 平成二十九年三月一日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無  
8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うもの

である。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。
- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Furukawa Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Shota Ohomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立気仙沼支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人

等)対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時まで、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十九年二月三日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一二一一三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日(水)まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Kesenuma Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Shota Ohmoto, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年一月二十日

一 入札に付する事項 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立名取支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限  
宮城県教育庁特別支援教育企画管理班（電話〇二二一三三七一四）  
平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ばならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月) 午前九時から平成二十九年二月二十八日(火) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火) 午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Natōri Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立角田支援学校通学区内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六百六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における

相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一二二一三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

る。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

五 その他

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調

達案件の手續について停止等の措置を行うことがある。  
12 詳細は、入札説明書による。

六 概要  
Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Kakuda Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務① 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
  - 4 履行場所 宮城県立利府支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。  
 8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号) 第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時まで、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成二十九年二月三日(金)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の総称をいう。以下同じ。及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二二二二一三三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

「宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。))により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Ritu Special Support School 1 (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohmoto, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務② 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立利府支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに

申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一二一一三七一四）  
平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
（一）宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合  
宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合  
書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等  
(一) システムを用いて入札する場合

(二) システムを用いて入札する場合

(三) システムを用いて入札する場合

(四) システムを用いて入札する場合

(五) システムを用いて入札する場合

(六) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月) 午前九時から平成二十九年二月二十八日(火) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火) 午後五時必着  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Rifu Special Support School 2 (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 pm.

4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立金成支援学校通学区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は9により登録申請

を行い、開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。  
 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時まで、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録  
 入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二二二一三七一四)

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を出す入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required: School bus service for Miyagi Prefectural Kannari Special Support

School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel. 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年一月二十日

一 入札に付する事項  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調達案件及び数量 宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立迫支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時まで、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-0185 七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-0184 二二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二-二二-一三七一四）

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十九年二月二十七日（月）午前九時から平成二十九年二月二十八日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日（火）午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Hasama Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 pm.
- 4 Contact Information : Shota Ohmoto, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十九年一月二十日

一 入札に付する事項 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務① 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」とい

う。第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

れるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加をする者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二二二一一三七一四）

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日（月）午前九時から平成二十九年二月二十八日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日（火）午後五時必着  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

- 二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とする

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このこと

により契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求

することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Komatsushina Special Support School 1 (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohmoto, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務② 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所 宮城県立小松島支援学校通学区区域内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二二二二一三七一四）

3 入札説明書の交付期限

平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あてて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日(月)午前九時から平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合

書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年二月二十七日(月)午前九時から平成二十九年二月二十八日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十九年二月二十八日(火)午後五時必着

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日(水)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Komatsushina Special Support

School 2 (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)

2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020

3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.

4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立山元支援学校通学区内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいす

れにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録  
入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要

事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ平成二十九年二月三日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 入札説明書の交付期限  
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班（電話〇二二一二一一三七一四）  
平成二十九年二月十日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年二月八日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査  
(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合  
宮城県物品等電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十三日（月）午前九時から平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合  
書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年二月十七日（金）午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合  
入札期間 平成二十九年二月二十七日（月）午前九時から平成二十九年二月二十八日（火）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合  
イ 日時 平成二十九年二月二十八日（火）午後五時必着  
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。  
ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年三月一日（水）午前十時  
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県行政庁舎十六階 教育庁会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者  
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Yamamoto Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
- 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
- 3 Deadline for Bid Submission : February 28, 2017, 5 : 00 p.m.
- 4 Contact Information : Shota Ohmoto, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十九年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

石森こうじ後援会 石森 晃寿 八木登喜雄 東松島市牛網字駅前東四九一〇 平成二十八年十一月八日

岩淵正弘の後援会 高橋 亨 及川 清喜 登米市石越町東郷字苦木九二一 平成二十八年十月十四日

加藤しげると「柴田を明るく元気にする会」 間中 幸男 加藤 豊 柴田郡柴田町槻木下町二一一一 平成二十八年十二月五日

さくらい政文後援会 大山 金雄 上川 愛子 東松島市矢本字大溜一一八一 平成二十八年十二月二十六日

佐々木好博後援会 尾張 勝 西條 栄一 登米市津山町横山字黒沢一六三一 平成二十八年十二月七日

さわべ幸浩と栗原の未来を語る会 澤邊 幸浩 高橋 謙一 栗原市金成津久毛平形鳥子沢四六 平成二十八年十二月二十七日

須藤幸喜とともに登米市を元気にする会 二階堂一男 鈴木 安志 登米市登米町小島大野前八四一五 平成二十八年十二月二十六日

八木しみ子後援会 八木しみ子 佐藤慶二郎 登米市豊里町横町三二 平成二十八年十一月二十九日

よしのり友の会 関 弘 安藤 邦男 柴田郡柴田町大字本船迫字上町五 平成二十八年十二月二十六日

○宮選管告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十九年一月二十日

宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党多賀城市支部 伏谷 修一 会計責任者の氏名 加藤 則博 米澤まき子 平成二十八年二月二十八日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

今村寿後援会 今村 寿 主たる事務所の所在地 富谷市明石台二 黒川郡富谷町明石台二一一一 平成二十八年十月十日

菅原福治後援会 菅原 祝子 主たる事務所の所在地 富谷市成田三一 黒川郡富谷町成 平成二十八年



<p>組織活動費</p> <p>222,600</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>及川陽子 220,000 登米市</p> <p>そね充敏後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 11 (28. 11. 11解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第七号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年一月二十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>及川まさのり後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 22 (28. 12. 20解散)</p> <p>1 収入総額 1,773</p> <p>前年繰越額 1,773</p> <p>2 支出総額 1,773</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>経常経費 1,773</p> <p>備品・消耗品費 1,773</p> <p>そね充敏後援会</p>	<p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 11 (28. 11. 11解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第八号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年一月二十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>及川まさのり後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 22 (28. 12. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>加藤宗郎後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 21 (27. 11. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>そね充敏後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p>
--	---

<p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 11 (28. 11. 11解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第八号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年一月二十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>及川まさのり後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 22 (28. 12. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>加藤宗郎後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 21 (27. 11. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>そね充敏後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p>	<p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 11 (28. 11. 11解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県告示第八号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十九年一月二十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>及川まさのり後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 22 (28. 12. 20解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>加藤宗郎後援会</p> <p>報告年月日 28. 12. 21 (27. 11. 30解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>そね充敏後援会</p> <p>報告年月日 28. 11. 8 (28. 10. 14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p>
---	---

報告年月日 28.11.11 (28.11.11解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮城県選挙第九区

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十八年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(政党の支部)

自由民主党宮城県仙台市太白区第一支部

報告年月日 28.12.28 (28.12.28解散)

1 収入総額 4,794

前年繰越額 4,794

2 支出総額 0

日本のことを大切にする党参議院宮城県第一支部

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号

公職の候補者の氏名 和田 政宗

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 28.12.22 (28.12.20解散)

1 収入総額 27,792,135

前年繰越額 3,467,838

本年収入額 24,324,297

2 支出総額 27,792,135

3 本年収入の内訳

寄附 2,846,868

個人分 686,868

団体分 2,160,000

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 21,300,000

日本のことを大切にする党本部 21,300,000

その他の収入 177,429

一件十万円未満のもの 177,429

4 支出の内訳

経常経費 23,260,611

人件費 15,232,381

光熱水費 336,136

備品・消耗品費 1,988,175

事務所費 5,703,919

政治活動費 4,531,524

組織活動費 2,419,069

選挙関係費 349,889

機関紙誌の発行その他の事業費 938,575

宣伝事業費 938,575

調査研究費 823,991

5 寄附の内訳

〔個人分〕

中川廣文 640,000 東京都文京区

年間五万円以下のもの 46,868

〔団体分〕

栗原木工㈱ 1,100,000 仙台市宮城野区

(株)松居組 1,000,000 仙台市青葉区

年間五万円以下のもの 60,000

(その他の政治団体)

今村寿後援会

報告年月日 28.12.22 (28.12.22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

及川まさのり後援会

報告年月日 28.12.22 (28.12.20解散)

1 収入総額 0

<p>2 支出総額</p> <p>くさか富士夫を囲む会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 日下富士夫</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 28.12.28 (28.12.22解散)</p> <p>1 収入総額 18,899</p> <p>前年繰越額 18,899</p> <p>2 支出総額 18,899</p> <p>3 支出の内訳</p> <p>政治活動費 18,899</p> <p>寄附・交付金 18,899</p> <p>紺野すみお後援会</p> <p>報告年月日 28.12.12 (28.12.12解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>そね充敏後援会</p> <p>報告年月日 28.11.8 (28.10.14解散)</p> <p>1 収入総額 1,828</p> <p>前年繰越額 1,828</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>そのだ修光仙台後援会</p> <p>報告年月日 28.12.21 (28.12.20解散)</p> <p>1 収入総額 514,992</p> <p>本年収入額 514,992</p> <p>2 支出総額 514,992</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>個人の党費・会費 (83人) 83,000</p> <p>寄附 431,991</p> <p>個人分 431,991</p> <p>その他の収入 1</p> <p>一件十万円未満のもの 1</p>	<p>4 支出の内訳</p> <p>経常経費 8,175</p> <p>事務所費 8,175</p> <p>政治活動費 506,817</p> <p>寄附・交付金 506,817</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p>〔個人分〕</p> <p>庄子清典 200,000 仙台市太白区</p> <p>年間五万円以下のもの 231,991</p> <p>都市政経研究会</p> <p>報告年月日 28.12.28 (28.12.28解散)</p> <p>1 収入総額 14,003</p> <p>前年繰越額 14,003</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>八木しみ子後援会</p> <p>報告年月日 28.11.11 (28.11.11解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>○宮城県選挙管理委員会</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。</p> <p>平成二十九年一月二十日</p> <p style="text-align: right;">宮城県選挙管理委員会 委員長 伊 東 則 夫</p> <p>(一) 法第十九条第三項第一号による届出</p> <p>資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日</p> <p>をした者の氏名 日下富士夫 くさか富士夫を囲む会 平成二十八年十二月二十二日</p>
<p style="text-align: center;"><b>公安委員会</b></p> <p>○宮城県公安委員会規則第1号</p>	

行列入進集団示威運動に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 1月20日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

行列入進集団示威運動に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

行列入進集団示威運動に関する条例の施行規則（昭和30年宮城県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

<p>行列入進集団示威運動許可申請書</p> <p>宮城県公安委員会 殿</p> <p>申請者 (主催者) 印</p> <p>年 月 日</p>	
<p>次のとおり、行列入進集団示威運動を実施したいので、行列入進集団示威運動に関する条例第2条の規定により申請します。</p>	
<p>1 主催者の住所、職業、氏名及び生年月日（主催者が団体のときは、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の住所、氏名及び生年月日）</p>	
<p>2 実施日時</p> <p>自 年 月 日 ( ) 時 分から</p> <p>至 年 月 日 ( ) 時 ( ) 分まで</p>	
<p>3 行進又は示威運動の目的及び種類</p>	
<p>4 集会、行進、示威運動の場所及び順路並びにその略図</p>	
<p>5 参加団体名及びその代表者の氏名並びに各団体別の参加予定人員及び使用車両数</p>	
<p>6 現場責任者の住所及び氏名</p>	

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第3条関係)

宮城県公安委員会指令第	号	許 可 証
	住 所	氏 名
年 月 日	年 月 日	生
<p>年 月 日付けで申請のあった行列行進集団示威運動については、行列行進集          団示威運動に関する条例第4条の規定により次の条件を付して許可する。</p>		
許可条件		
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">宮 城 県 公 安 委 員 会 印</p>		
<p>第 号          道路交通法第77条の規定により次の条件を付して許可する。</p>		
許可条件		
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警 察 署 長 印</p>		

第1 行列行進集団示威運動に関する条例に基づく処分に対する不服申立て

1 この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2 道路交通法第77条の規定に基づく処分に対する不服申立て

1 この処分に対する不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

宮城県公安委員会指令第

号

通 知 書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった行列行進集団示威運動については、許可しないことに決定したから通知する。

年 月 日

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。